

## 第1号議案

### 令和7年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第1号）

令和7年度北はりま消防組合一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,148千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,827,068千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年2月25日提出

北はりま消防組合

管理者 西脇市長 片山 象三

## 第2号議案 要旨

北はりま消防組合職員の給与に関する条例及び北はりま消防組合会計年度任用  
職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（要旨）

### 1 改正理由

一般職の職員の給与に関する法律等の改正に伴い、これに準じて関係条例の改正を行うため。

### 2 改正内容

#### (1) 北はりま消防組合職員の給与に関する条例の改正【第1条関係】

##### ア 昇給の標準号給数の見直し（第9条関係）

昇給の標準号給数を、職務の級にかかわらず一律に4号給とする。

##### イ 通勤手当の引上げ（第19条関係）

通勤距離が片道10キロメートル以上の自動車等使用者に対し、通勤手当額を距離区分に応じて引上げる。

片道の通勤距離区分	改正前	改正後
10キロメートル以上15キロメートル未満	7,100円	7,300円
15キロメートル以上20キロメートル未満	10,000円	10,400円
20キロメートル以上25キロメートル未満	12,900円	13,500円
25キロメートル以上30キロメートル未満	15,800円	16,600円
30キロメートル以上35キロメートル未満	18,700円	19,700円
35キロメートル以上40キロメートル未満	21,600円	22,800円
40キロメートル以上45キロメートル未満	24,400円	25,900円
45キロメートル以上50キロメートル未満	26,200円	29,100円
50キロメートル以上55キロメートル未満	28,000円	32,300円
55キロメートル以上60キロメートル未満	29,800円	35,500円
60キロメートル以上	31,600円	38,700円

##### ウ 期末手当の支給月数の引上げ（第27条関係）

##### (ア) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

期末手当の支給月数を年間0.025月（100分の2.5）引き上げる。

条例改正後の支給分として、令和7年12月期の支給月数を0.025月（100分の2.5）引き上げることとし、1.25月（100分の125）を1.27

5月（100分の127.5）に改める。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員

期末手当の支給月数を年間0.025月（100分の2.5）引き上げる。

上記(イ)と同様、0.7月（100分の70）を0.725月（100分の72.5）に改める。

エ 勤勉手当の支給月数の引上げ（第30条関係）

(ア) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

勤勉手当の支給月数を年間0.025月（100分の2.5）引き上げる。

条例改正後の支給分として、令和7年12月期の支給月数を0.025月（100分の2.5）引き上げることとし、1.05月（100分の105）を1.075月（100分の107.5）に改める。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員

勤勉手当の支給月数を年間0.025月（100分の2.5）引き上げる。

上記(イ)と同様、0.5月（100分の50）を0.525月（100分の52.5）に改める。

オ 給料表の改正

改正後の一般職の職員の給与に関する法律別表第四 イ 公安職俸給表（一）に準じて別表を改正する。

(2) 北はりま消防組合職員の給与に関する条例の改正【第2条関係】

ア 地域手当の支給割合の引上げ（第17条関係）

地域手当の支給割合を0.02（100分の2）から0.04（100分の4）に引き上げる。

イ 通勤手当の改正（第19条関係）

(イ) 通勤手当に係る自動車等使用距離の上限引上げ等

支給単位期間につき、66,400円を上限として、自動車等の使用距離を100キロメートル以上まで引き上げるとともに、現行の通勤距離の区分に応じた支給額の規定については、通勤形態や支給額の見直しに柔軟に対応できるように、支給額の上限のみを条例に規定することとし、具体的な距離区分及び支給額は規則で定める。

(イ) 駐車場等に係る通勤手当の加算

自動車等の通勤で駐車場等を常例として利用し、その料金を負担している職員について、通勤手当に加え、支給単位期間につき月額5,000円を上限として加算することを規定する。

(ウ) 通勤手当の支給時期の見直し

通勤手当の支給日について、当該月に支給することが困難な場合には、翌月に支給できるように改める。

ウ 翌年度における期末手当の支給月数の<sup>あん</sup>按分（第27条関係）

(ア) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

令和7年度において、第1条で改正した12月期の期末手当の支給月数について、6月期及び12月期に按分するため、支給月数を1.2625月（100分の126.25）に改める。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員

上記(ア)と同様、支給月数を0.7125月（100分の71.25）に改める。

エ 翌年度における勤勉手当の支給月数の按分（第30条関係）

(ア) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

令和7年度において、第1条で改正した12月期の勤勉手当の支給月数について、6月期及び12月期に按分するため、支給月数を1.0625月（100分の106.25）に改める。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員

上記(ア)と同様、支給月数を0.5125月（100分の51.25）に改める。

(3) 北はりま消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正【第3条関係】

改正後の一般職の職員の給与に関する法律別表第一イ 行政職俸給表（一）に準じて別表を改正する。

(4) 北はりま消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正【第4条関係】

パートタイム会計年度任用職員の報酬（第14条関係）

第4項に規定する基準月額について、地域手当相当の0.04（100分の4）を乗じて得た額を加算した額に改める。

(5) その他

改正に伴い、文言を整理する。

### 3 施行期日

- |           |                    |
|-----------|--------------------|
| (1) 第1条関係 | 公布の日（令和7年4月1日遡及適用） |
| (2) 第2条関係 | 令和8年4月1日           |
| (3) 第3条関係 | 公布の日（令和7年4月1日遡及適用） |
| (4) 第4条関係 | 令和8年4月1日           |

## 第3号議案 要旨

### 北はりま消防組合火災予防条例の一部改正（要旨）

#### 1 改正理由

令和6年1月1日に発生した輪島市大規模火災を受けて開催された「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」において、大規模地震時の電気火災対策が重要であるとされました。

また、令和7年2月26日に発生した大船渡市林野火災を受けて開催された「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」においては、林野火災注意報等の的確な発令により林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされました。

さらに、近年のサウナブームを背景に、従来のサウナ設備に対し、消費熱量が小さい簡易サウナ設備が増加していることから、その特性に応じ「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」及び「対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準」の一部が改正され、所要の整備が図られました。

以上のことから、火災予防条例においてこれらに係る所要の改正を行うものです。

#### 2 改正内容

##### (1) 第7条の2関係

第1項において、簡易サウナ設備を定義し、第1号で火災予防上安全な距離を保つことを、第2号で温度の異常上昇に伴い熱源の遮断装置を設けることを規定する。

なお、第2号において、薪を熱源としているものについては、その周囲で火災が発生した際、速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、熱源の遮断装置を設けないことができることとする。

また、第2項で簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条及び第5条の一部を準用することとする。

##### (2) 第7条の3関係

簡易サウナ設備以外のサウナ設備を一般サウナ設備として定義する。

##### (3) 第29条関係

火災予防条例上の火災に関する警報は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条第3項に規定するものであることを明確にする。

また、火災に関する警報の発令中における火の使用の制限を定めた規定のうち、山林、原野等の場所での喫煙について、区域を指定せず火の使用制限を課すことから文言の整理を図るとともに、屋内での裸火の使用に係る制限について、火を使用する設備・器具

の従前からの変化等を踏まえ、規定を削除する。

(4) 第29条の7関係

第1項第1号に、住宅における火災の予防を推進するための施策として、感震ブレーカーの普及促進を追加する。

(5) 第29条の8関係

組合管理者は、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、市町を指定して林野火災に関する注意報を発令することができることとし、第2項において、発令のあった地域内に在る者の火の使用の制限の努力義務を規定する。

(6) 第44条関係

届出が必要な設備として、簡易サウナ設備を追加し、サウナ設備を一般サウナ設備に改める。

(7) 第45条関係

第1項において、火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為に、たき火が含まれることを明確にする。

### 3 施行期日

公布の日から施行する。ただし、第7条の次に1条を加える改正規定、第7条の2の改正規定、同条を第7条の3とする改正規定、第29条の7の改正規定、第44条第6号の次に1号を加える改正規定及び同条第7号の改正規定は、令和8年3月31日から施行する。

## 第4号議案

### 令和8年度北はりま消防組合一般会計予算

令和8年度北はりま消防組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,533,724千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000千円と定める。

令和8年2月25日提出

北はりま消防組合

管理者 西脇市長 片山 象三